

告示

埼玉県告示第千百五十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一七―五十三―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市荒川一〇五〇 外

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百六十二・八立方メートル